

告 示

埼玉県選管告示第七十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年十一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人 藤香会 ケアハウス 藤の郷	埼玉県秩父市日野田町二丁目二十二番三十号
病院	医療法人社団 葵会 介護老人保健施設 葵の園・越谷レイクタウン	埼玉県越谷市東町五丁目百五十五番地一
老人ホーム	社会福祉法人 苗場福祉会 特別養護老人ホーム けやき野の森 従来型	埼玉県入間市下藤沢千百四十番一
老人ホーム	社会福祉法人 苗場福祉会 特別養護老人ホーム けやき野の森 ユニット型	埼玉県入間市下藤沢千百四十番一
病院	一般財団法人 関東厚生福祉会 朝霞厚生病院	埼玉県朝霞市大字浜崎七百三番地